



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

「協会員の内部管理責任者等に関する規則」 等の一部改正案に関するパブリックコメント の募集について

2025年11月
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

- 現行の「協会の内部管理責任者等に関する規則」では、内部管理責任者等の資格要件を規定しているところ、社債や株式等に係る業務に従事する者については、原則として会員内部管理責任者資格試験の合格者であることを求めている。
- 一方で、特別会員における登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部门の管理職者の資格要件を定めた規定では、社債や株式等に係る業務に従事する者であっても、社債や株式等に係る業務についての試験問題を含まない特別会員内部管理責任者資格試験の合格者を資格要件を満たす者として認めている。
- 今般、現下の状況も踏まえ、特別会員における登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部门の管理職者の資格要件等を取扱商品に対応したものとするため、会員内部管理責任者資格試験の合格者に限定するもの（なお、経過措置として、改正後1年間の猶予期間を設ける。）。

2. 内部管理責任者等の資格要件 (取得すべき資格について)

○ 現行

	会員	特別会員		特定業務会員	
		仲介行為なし	仲介行為あり	株式取扱いなし※1	株式取扱いあり※2
内部管理統括補助責任者（第6条）	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管
内部管理部門の管理職者（第7条）	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管
営業責任者（第11条）	会員営責又は会員内管	会員営責、会員内管、特別会員営責又は特別会員内管	会員営責又は会員内管	会員営責、会員内管、特別会員営責又は特別会員内管	会員営責又は会員内管
内部管理責任者（第14条）	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管

○ 改正案

	会員	特別会員		特定業務会員	
		仲介行為なし	仲介行為あり	株式取扱いなし※1	株式取扱いあり※2
内部管理統括補助責任者（第6条）	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管
内部管理部門の管理職者（第7条）	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管
営業責任者（第11条）	会員営責又は会員内管	会員営責、会員内管、特別会員営責又は特別会員内管	会員営責又は会員内管	会員営責、会員内管、特別会員営責又は特別会員内管	会員営責又は会員内管
内部管理責任者（第14条）	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管	会員内管又は特別会員内管	会員内管

※1 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務

※2 第一種少額電子募集取扱業務及び非上場有価証券特例仲介等業務

3. 改正案

改 正 案	現 行
(内部管理部門の管理職者等の資格取得) 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者(所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号ロ若しくは二に掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部門の管理職者)にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者)でなければ、その職務を行わせてはならない。	(内部管理部門の管理職者等の資格取得) 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者(所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務に関する内部管理部門の管理職者)にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者)でなければ、その職務を行わせてはならない。
2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する管理職者を除く。以下本項において同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号ロ若しくは二に掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為に関する内部管理業務に従事する従業員にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者)となるよう努めるものとする。	2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する管理職者を除く。以下本項において同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者)となるよう努めるものとする。

3. 改正案

改 正 案 付 則	現 行
1 この改正は、令和●年●月●日から施行する。 2 特別会員においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、第7条第1項括弧書に規定するただし書の規定を適用しない。	

4. スケジュール

	予定される手続
2025年 11月13日（木）	自主規制企画分科会において、規則改正案に関するパブリックコメントの募集について審議
11月18日（火）	自主規制会議において、規則改正案に関するパブリックコメントの募集について審議
11月18日（火）～ 12月17日（水）	パブリックコメントの募集
パブリックコメント 募集期間後	自主規制企画分科会において、規則改正について審議（※）
	自主規制会議において、規則改正について審議、同日付で規則改正（※）

（※） パブリックコメントの募集の結果、内容に変更を求める意見等がない場合にあっては、自主規制企画分科会委員長・自主規制会議議長一任により規則改正手続を行い、改めての審議を行わない。

(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)

第6条

1・2 (略)

3 会員の内部管理統括責任者は、「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験(以下「会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。

4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)(定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。

5 特別会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験(金商法第33条第2項第3号ハ又は同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)(以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。))の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。

6～9 (略)

（営業責任者の資格要件）

第11条

- 1 （略）
- 2 会員は、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。
- 3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。
- 4 特別会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。
- 5～8 （略）

（内部管理責任者の資格要件）

第14条

- 1 （略）
- 2 会員は、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。
- 3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。
- 4 特別会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。
- 5～8 （略）